

健康福祉委員会会議記録

1. 日 時 令和7年12月3日(水) 午前10時

1. 場 所 第2委員会室

1. 出席委員等

委 員 長	ほ と だ	ゆ う な
副 委 員 長	沢 田	あ き ひ と
委 員	野 口	じ ゅ ん
〃	太 田	丈 之
〃	つ ち や	正 順
〃	久 保 川	隆 志
〃	細 田	伸 一
〃	石 原	み さ 子
〃	大 場	諭
〃	増 田	好 秀
〃	加 藤	武 央

1. 欠席委員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

こども部次長	杉 山 育 子
こども施策課長	井 上 雄 一
こども家庭相談課長	須 賀 裕 子
こども家庭相談課 副 参 事	西 村 恵 子
子育て給付課長	栃 澤 大 介
幼保施設管理課長	藤 井 純 一
幼保施設管理課副参事	渡 邊 眞 理 子
福祉部次長	寺 島 崇
介護保険課長	尾 瀬 太 一
障がい者支援課長	加 藤 俊 也
市営住宅課長	富 川 雅 晴
保健部次長	樋 口 智 昭

国保年金課長 生澤 治
 国保年金課副参事 大久保 雅彦
 学校教育課次長 小島 信也

1. 会議に付した事件

- (1) 議案第30号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 議案第31号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (3) 議案第33号 令和7年度市川市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された事項

第1条	第2項	歳出	第3款	民生費
〃	〃	〃	第4款	衛生費のうち 第1項保健衛生費
繰越明許費の補正の追加のうち民生費				

- (4) 議案第34号 令和7年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第36号 令和7年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- (6) 議案第35号 令和7年度市川市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (7) 所管事務調査

会 議 概 要

午前10時開議

○ほとだゆうな委員長 ただいまから健康福祉委員会を開会する。

○ほとだゆうな委員長 まず、審査に当たっては一問一答制が導入されているので、委員におかれては、質疑冒頭に私、委員長に対し発言方法、①総括、②初回総括2回目以降一問一答、③質疑項目を全て述べてから一問一答を申し出た上で質疑されるようお願いしたい。

また、理事者におかれては、説明または委員の質疑に対する答弁の際は、職名を名のった上で発言されるようお願いしたい。

○ほとだゆうな委員長 議案第30号市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○こども施策課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第31号市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○こども施策課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い

い申し上げる。

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。
討論の発言はないか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。
採決する。
本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。
次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第33号令和7年度市川市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された事項を議題とする。

提案理由の説明を求める。
〔障がい者支援課長、介護保険課長、市営住宅課長、子育て給付課長、幼保施設管理課長、こども家庭相談課長、国保年金課長 説明〕

○ほとだゆうな委員長 これより質疑に入るが、質疑、答弁に当たっては、ページ数、項目を明示するようお願いする。
質疑はないか。

○増田好秀委員 初回総括2回目以降一問一答で3点伺いたい。

16ページの7目住宅管理費、施設修繕料7,830万円である。説明では、退去戸数が増加したとの理由であった。そもそも施設修繕が何戸発生すると想定し、実際には何戸修繕するのか。また、具体的にどこか、主なものを伺いたい。

2点目、16ページの8目こども家庭センター費12節委託料、母子生活支援施設入所事業委託料312万8,000円は何件を想定し、何件増えたのか伺いたい。

もう一つ、フッ化物塗布委託料581万3,000円は、そもそも事前に何件を想定し、何件追加を予想してこの金額になったのか、内訳を伺いたい。

○市営住宅課長 退去修繕に係る件数は当初50戸を見込んでいた。増加戸数については、補正予算等でプラス54戸を見込んでいる。箇所であるが、市内一円の市営住宅に関しての退去修繕になる。

○**こども家庭相談課長** まず、8目こども家庭センター費の委託料の母子生活支援施設入所事業委託料について、市外施設に1世帯、市内施設に1世帯の計2世帯の入所を当初見込んでいたが、現在、市外施設に1世帯、市内施設に2世帯が入所しているため、1世帯分の委託料312万8,000円が必要となるものである。

次に、フッ化物塗布委託料については、当初予算積算時に2歳児1,802名、4歳児1,200名を見込んでいたが、今年度に入ってどちらの受診率も高いことから、現在は2歳1,970名、4歳1,966名、合計934名分の受診料581万3,000円が追加で必要と見込んでいる。

○**増田好秀委員** 7目住宅管理費である。私が抜けた面もあるが、説明のとおりだと思う。50戸からさらに54戸増えたとの説明であったが、その理由は把握しているか伺いたい。

○**市営住宅課長** 当然、当初補正で見込んでいた件数よりも退去が増加した。主な点としては、前年修繕できなかった部分が例年より多く、今年に合計して補正しているところである。

○**増田好秀委員** 今回の補正理由は、住んでいる部屋と退去した部屋のどちらもあって50戸だと思っていた。54戸増えた分は、退去したので修繕する補正だと思う。今の説明だと、前年度修繕できなかった部分を補修するのであれば、退去したので補修するものプラス公共部分の補修も入っているのか。再度説明を求める。

○**市営住宅課長** 今年は住宅を多く提供するため、修繕できるものは本年度中に全部修繕しようとの意図の下に54戸プラスして修繕する。

○**増田好秀委員** もともと退去50戸で施設修繕を組んでいたが、54戸さらに増えた。それプラス、もともと入っていないところも修繕して、この施設修繕料の補正を算出しているとのニュアンスだったのか伺いたい。

○**市営住宅課長** そのとおりである。

○**増田好秀委員** 50戸であるが、さらに54戸増えた、プラス、もともと空いているところも盛っているのであれば、その空いているところの修繕は何件なのか伺いたい。

○**市営住宅課長** 36戸になる。

○**増田好秀委員** 確認になるが、今回の施設修繕料の補正は、増えてしまった54戸プラス36戸の人が入っていないところの合計で施設修繕料7,830万円を補正で計上しているとの理解で合っているか伺いたい。

○**市営住宅課長** 54戸中36戸が去年修繕していなかった部分で、残りの18戸が見込みの数字になる。

○増田好秀委員 確認になる。施設修繕料は50戸だったが、もともと人が入ってなかったのが36戸で、今年実際に退去したのは18戸、合計54戸の施設修繕料との理解であっているのか伺いたい。

○市営住宅課長 そのとおりである。見込みはその形としている。

○増田好秀委員 今回、退去で抜けた18戸は、例年に比べて多いのか伺いたい。

○市営住宅課長 ほぼ例年どおりになると思う。

○加藤武央委員 今、増田委員の質疑に継続して1件だけ。17ページの施設修繕料で、市営住宅が北、中、南とある中で、どの辺の修繕が一番多かったのか伺いたい。

○市営住宅課長 修繕の箇所は、主に大町の団地が多いところになっている。

○加藤武央委員 大町地区でも第一、第二、第三とある。第一は今のところ一番新しいと思うが、その中で第二、第三が多かったのか。その辺の関係はどうか。

○市営住宅課長 第二、第三、特に第三団地が今回の補正の主なところになっている。

○加藤武央委員 この金額7,830万円は大きな額だと思っている。1件当たり幾らではなくて、54件の一番大きな修繕額、一番安価な額はどの程度か伺いたい。

○市営住宅課長 大町第三団地が一番多い補正の見込みになっているが、修繕の内容としては、住んでいる人の年数や施工箇所で値段が少し違うが、平均して大体120万円から140万円の額になると思っている。

○加藤武央委員 年度平均50件近くを補正予算で、1件当たり百二、三十万円の額が入っているが、補正予算を組まずに最初から当初予算でできたのではないか。補正予算で組む意味がないのかなと。最初から上乘せしておけば当初予算で済む。補正予算はあくまでも緊急なものだと思っているので、当初の見積りがまずかったのかなと。毎年同じであれば50件を上回って計上してもいいのではないかとと思う。

第二、第三に絞って、逆に第一はあまり修繕箇所がなかったのは、そこはまだまだいいほうだと。第二、第三は特に建物が古い中で、なおかつ居住者の年齢が高い。そのような人たちが出ていくときに修繕はなかなかできない部分がある。そのようなときに、入っていた方から修繕料を幾らかもらうことはあったのか伺いたい。

○市営住宅課長 そこは今回の補正には入っていないが、当然住んでいる方の費用負担分があるので、それは除いた、市の躯体部分についての補正額になっている。

○加藤武央委員 最後まとめる。今、なぜそれを言ったか。まず、入っている方も正直言ってあまり収入がない。そのような人たちの負担が多くて大変だと思う。なおかつ退去する場合には、次に新しく人が入るのできれいにしなければならない。そのためには、まず入っている方も相応の負担はしなければいけない。その確認だけは話し合っ、残った分が110万円から120万円との計算でいいのか。

○市営住宅課長 負担分については、住居へ最初入るときに、お互い内容を確認して契約することになっているので、そのようになる。以外の部分について今回補正で市負担分を計上したものである。

○石原みさ子委員 今の加藤委員の質疑の続きのような形になるが、市営住宅の施設修繕料について伺いたい。前年度修繕できなかつたところが36戸あるとのことであるが、なぜできなかつたのか。今年度、その36戸は最初から貸し出さないでいるのか。

○市営住宅課長 市営住宅を待っている方も多くいるので、まずは、そのために今年全部修繕して提供していきたい、そのような意図の下に今年計上したものである。

○石原みさ子委員 今年度に関する趣旨は分かっている。今年度と同じ考え方で前年度もすればよかつたのではないかと思うが、なぜ修繕しなかつたのか。

○市営住宅課長 予算の範囲内があるので、その範囲内でなかなかできなかつた部分があつたのかと思う。

○石原みさ子委員 予算の範囲内でできない、そのような理由があるのであれば、それこそ昨年の補正に上げるべきだつたのではないかと思うが、いかがか。

○市営住宅課長 去年も補正を上げたが、それ以上のできなかつた部分がある。

○石原みさ子委員 考え方を少し確認するが、今後、市営住宅課としては、前年度に修繕できなかつたものが生じた場合、待っている人に貸し出せるように、次の年の間に修繕をしていく考えでよいか。

○市営住宅課長 今後もそのような考えでいきたいと考えている。

○石原みさ子委員 了解した。

もう1点伺いたい、入居者は退去時に費用負担があると思うが、それは幾らになっているのか。また、実際払えないケースはあるのか。

○市営住宅課長 金額はそれぞれまちまちで、20万円であつたり、もっと大きかつたり住民負担分はあると思う。もちろん、その場で払えない場合については分納等で対応している。

○石原みさ子委員 例えば本人が亡くなつたために退去する場合はどのようにな

るのか。

○市営住宅課長 亡くなられた場合については、相続人や保証人に請求していく形である。

○石原みさ子委員 入居者の費用負担分がなくなることはないとのことでよいのか。

○市営住宅課長 請求し続けていく形である。

○石原みさ子委員 理解した。今後もそのような考え方でとのことであるので、その辺、当初のときからしっかり見込みを立てていただきたい。

○野口じゅん委員 私も施設修繕費について、確認のため伺いたい。平均で120万円から140万円、さらに退去者の負担が数十万円あるとのこと、合計150万円以上の修繕費がかかっているとのことであるが、普通に考えて150万円は結構な金額であるので、クロス、壁紙の張り替え、床、ふすまを直す以外にどのような内容の修繕があるのか伺いたい。

○市営住宅課長 今、議員が言った内容のほかに、例えば畳の張り替えや風呂釜も修繕等の対象になる。そのような設備的なものは金額が結構大きい。

○野口じゅん委員 分かった。長年住まわれている方が多いと思うので、やはり施設も古くなっていくのかとの印象があった。

○つちや正順委員 私も同じところで1点、要望が主であるが、質疑する。今、風呂釜等々の話があったが、修繕するに当たり、限られた予算の中で優先順位、判断基準みたいなものはあるのか。

○市営住宅課長 修繕内容として、次回住むために必要なものを最小限挙げている。

○つちや正順委員 額が大きいので質疑が多く出たが、十分理解できる。毎年これぐらいの予算でとある程度制限をかけることももちろん理解するが、特に冷える季節、お風呂など、人の生活する場所であることを念頭に入れて、必要に応じて柔軟に予算を計上していただきたい。これで終わる。

○ほとだゆうな委員長 そのほか質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第34号令和7年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔国保年金課長 説明〕

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第36号令和7年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔国保年金課長 説明〕

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第35号令和7年度市川市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔介護保険課長 説明〕

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 所管事務の調査については、閉会中も引き続き調査することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって所管事務の調査については閉会中も引き続き調査することに決した。

また、委員長報告の作成については正副委員長に一任されたいと思うので、御了承願いたい。

○ほとだゆうな委員長 以上で健康福祉委員会を散会する。

午前10時44分散会